

国 住 街 第 168 号
平成 25 年 3 月 29 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

圧縮ガスの貯蔵又は処理に供する圧縮天然ガススタンドに対する建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）

圧縮天然ガススタンドにおいて圧縮し、天然ガス自動車に充填する圧縮天然ガスは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づく圧縮天然ガスの貯蔵又は処理に供する建築物に対する規制により、用途地域に応じて、一定量を超える圧縮天然ガスの貯蔵又は処理に供する建築物の建築が制限されている。

圧縮天然ガス自動車については、エネルギー消費効率の高い自動車として、燃料供給インフラ等の利用環境の整備を図ることが、「エネルギー基本計画」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に盛り込まれるなど普及が進められているところであり、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）においては「圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量上限の緩和」が定められている。このため、圧縮天然ガススタンドについて、圧縮天然ガスの蓄ガス量制限を超えて貯蔵又は処理する場合の安全性を含めた周辺環境への配慮事項を「圧縮ガスの貯蔵又は処理に供する圧縮天然ガススタンドに対する建築基準法第 48 条の規定に関する許可準則」として、下記の通り定めたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

また、貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

記

圧縮ガスの貯蔵又は処理に供する圧縮天然ガススタンドに対する 建築基準法第 48 条の規定に関する許可準則

第 1 許可方針

第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域において、第 2 の許可基準に適合し、かつ、個別に、当該用途地域における環境を害する恐れがない等と認められる圧縮天然ガススタンドについて、許可の対象とするものとする。

第 2 許可基準

(1) 安全性

高压ガス保安法第 5 条第 1 項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号) 第 7 条第 2 項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。

(2) 貯蔵量

当該圧縮天然ガススタンドから供給を受ける圧縮天然ガス自動車の需要量等を考慮して、必要な量の圧縮天然ガスを貯蔵するものであること。

(3) 出入口の位置

当該圧縮天然ガススタンドの出入口は、交差点の近接部、急勾配の道路、バス停の近接部等の天然ガス自動車等の出入りが道路交通の支障となる場所又は圧縮天然ガス自動車の出入りが困難な場所を避け、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けること。

(4) 騒音

圧縮天然ガスの圧縮処理に伴い発生する騒音に関しては、空気圧縮機を使用する工場が、第 2 種中高層住居専用地域では立地できず、第 1 種住居地域から準住居地域では原動機の出力が原則 1.5kW (国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定する場合は 7.5kW) 以下に制限されていることを踏まえ、周囲の市街地における騒音環境と比較して、各用途地域における市街地環境を害するものとならないことが、使用する機械等の種類からみて客観的かつ合理的に判断されるものであること。若しくは、周囲に対する騒音の低減を図るための対策が十分に取られることにより上記と同様の状態となることが客観的かつ合理的に判断されるものであること。

(5) その他

当該圧縮天然ガススタンド内において、高圧ガス保安法、ガス事業法、消防法等の法令により規制を受けない酸素等のガスが、大量に貯蔵又は滞留することのないような措置が講じられていること。

第3 その他

第1及び第2に記載された諸手続き等が円滑に進められるよう、各都道府県の高圧ガス保安法所管部局等との情報交換を密接に行うことが必要である。このため、圧縮天然ガススタンドに係る様々な情報を関係部局間で共有するなど、各関係部局間の日常的な連携を図る取り組みを行うことが重要である。

(参考抜粋)

○「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」

(平成24年4月3日閣議決定)

事項名	圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量上限の緩和
規制・制度改革の内容	事業者要望やこれまでの事例を検証し、圧縮天然ガススタンドが必要な地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。 ＜平成24年度検討・結論＞